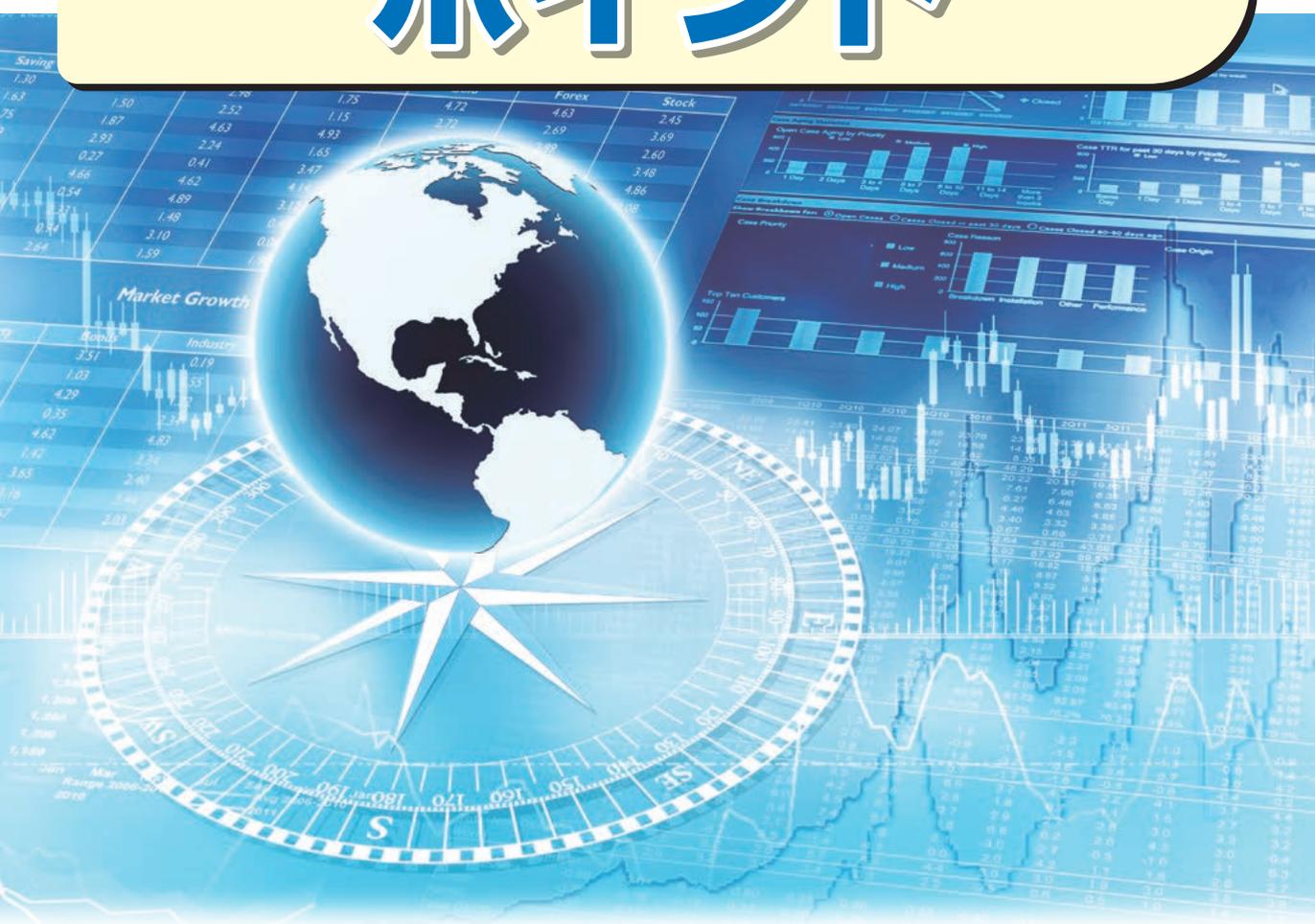


最新

今こそ
知りたい

自社株対策の ポイント



はじめに

本冊子は、取引相場のない株式の相続税評価額の算定方法について、その概要・全体像をコンパクトにまとめた小冊子です。中小企業の経営者や事業承継に携わる金融機関職員の方々を読者として想定しています。また、資産税の業務経験の浅い会計事務所職員の方々が、所内研修等を通じて株式評価の全体像をご理解いただく際にもお使いいただけるようにしています。

限られたページ数での解説になりますので、実務での運用に不足する部分もありますが、全体像を概観することを本冊子の目的とし、広く浅く各項目について言及しています。また、株式評価に当たっての「考え方の理解」に至るよう工夫をしました。

各項目には、根拠となる通達番号を付しています。実務に当たる際には、まずお手元に評価明細書をご準備いただき、本冊子の通達番号等を頼りに専門書籍にも当たっていただきますようお願い申し上げます。

文中のコラムでは、自社株譲渡の実務に欠かせない特例や、令和3年度の税制改正で創設された「株式対価M&A促進のための課税の特例」にも言及しています。株式評価とあわせて、株式売買の実務の参考にしていただければ幸いです。

本冊子が、読者の皆様の株式評価の理解にお役に立つことを願っております。

目次

1	取引相場のない株式と株価とは……………	4
2	誰が所有しているかで株価は変わる……………	6
3	特例評価方式（配当還元方式）とは何か……………	8
4	原則的評価方式の概要①……………	10
	●コラム 令和3年度の税制改正で創設された株式対価M&A促進のための課税の特例	11
5	原則的評価方式の概要② （類似業種比準方式と純資産方式の折衷方法）……………	12
	●コラム 株式を発行する会社にその株式を譲渡した場合の税務上の取り扱い	13
6	会社規模の判定方法について①……………	14
7	会社規模の判定方法について②……………	15
8	類似業種比準方式について①……………	16
9	類似業種比準方式について②……………	18

10	純資産方式の概要……………	20
-----------	---------------	----

●コラム		
財産評価基本通達（総則）第6項		21

11	純資産方式の資産の部について……………	22
-----------	---------------------	----

12	純資産方式の負債の部について……………	24
-----------	---------------------	----

13	類似業種比準方式が馴染まない会社（特定の評価会社）①…	25
-----------	-----------------------------	----

14	類似業種比準方式が馴染まない会社（特定の評価会社）②…	26
-----------	-----------------------------	----

15	相続税の計算時の株価と「売買」を行うときの株価の違い…	28
-----------	-----------------------------	----

16	どうする株価対策！……………	30
-----------	----------------	----

●コラム		
現物出資等受入れ差額に対する法人税等相当額の控除不可と 令和3年度の改正で新設された株式交付制度		31



1

取引相場のない株式と株価とは

ポイント

- ◆非上場会社の株式は頻繁に取引される市場が存在せず、客観的な時価（株価）が存在しません。
- ◆財産評価基本通達に従って、株価を計算（株式評価）します。

株価の計算はどんなときに必要か

- ◆相続により株式を取得した場合（相続税の計算）
- ◆贈与により株式を取得した場合（贈与税の計算）
- ◆売買をするときの参考価格を計算する場合（28ページ参照）

取引相場のない株式の株価



上場会社の株式と異なり、非上場会社（中小企業）の株式は頻繁に売買される市場がないため、上場会社のように日々公表される「株価」は存在しません。株価が容易に入手できないこのような株式を「取引相場のない株式」といいます。

「取引相場のない株式」の株価は財産評価基本通達に従って計算（株式評価）します。

財産評価基本通達とは



財産評価基本通達とは、
相続税や贈与税の計算
のために国税庁が定め
た財産評価の基準です。

- 第1章 総則
- 第2章 土地及び土地の上に存する権利
- 第3章 家屋及び家屋の上に存する権利
- 第4章 構築物
- 第5章 果樹等及び立竹木
- 第6章 動産
- 第7章 無体財産権
- 第8章 **その他の財産**

- 第1節 株式及び出資**
- 第2節 公社債
- 第3節 定期金に関する権利
- ・
- ・
- ・

取引相場のない株式の評価方法

2

誰が所有しているかで株価は変わる

ポイント

- ◆取引相場のない株式は、株主の議決権割合によって評価額が異なります。
- ◆会社への影響力が強い（議決権割合が高い）株主は、原則的評価方式で評価します。
- ◆会社への影響力が弱い（議決権割合が低い）株主は、特例評価方式が使えます。



株式の所有者が、経営権を持つオーナー家の一員なら評価額の高い「原則的評価方式」で計算、それ以外の株主は評価額が低い「特例評価方式」が使えます。

- ◆原則的評価方式（詳しくは10ページ）
「類似業種比準方式」と「純資産方式」を組合せて計算する方式です。
- ◆特例評価方式（配当還元方式）（詳しくは8ページ）
過去の配当金の支給実績を基に計算する方式です。

株主の態様による区分				評価方法
同族株主の いる会社	同族株主	取得後の議決権割合が5%以上の株主		原則的 評価方式
		取得後の議決 権割合が5% 未満の株主	中心的な同族株主がない場合	
			中心的な同族 株主がいる場 合	
				役員である株 主又は役員と なる株主
その他の株主	配当還元方式			
同族株主以外の株主				
同族株主の いない会社	議決権割合 の合計が 15%以上の 株主グルー プに属する 株主	取得後の議決権割合が5%以上の株主		原則的 評価方式
		取得後の議決 権割合が5% 未満の株主	中心的な株主がない場合	
			中心的な株主 がいる場合	
				その他の株主
議決権割合の合計が15%未満の株主グループに属する株主	配当還元方式			

●同族株主とは（評通188(1)）

株主の1人及び同族関係者（6親等内の血族や3親等内の姻族等）の有する議決権割合の合計が30%以上である場合のその株主及びその同族関係者をいいます。

ただし、議決権割合の合計が50%超のグループがある場合は、その50%超のグループのみが同族株主となります。

●中心的な同族株主とは（評通188(2)）

同族株主の1人並びにその配偶者、直系血族（親や子など）、兄弟姉妹、1親等内の姻族等の有する議決権割合の合計が25%以上である場合におけるその株主をいいます。

●中心的な株主とは（評通188(4)）

株主の1人及びその同族関係者の有する議決権割合の合計が15%以上の株主グループのうち、いずれかのグループに単独で議決権割合10%以上を有している株主がいる場合のその株主をいいます。

3

特例評価方式（配当還元方式）とは何か

ポイント

- ◆議決権割合の低い株主（例：従業員・取引先）は、特例評価方式（配当還元方式）を採用できます。
- ◆特例評価方式（配当還元方式）は、2年間の配当実績の平均額を10%で割戻して株価を計算する方式です。
- ◆配当実績がない場合は、1株当たり2円50銭の配当があったものとして計算します。



「配当還元方式」は、会社の経営について影響力を持たず、配当金を受けとることしかできない少数株主のために用意されている計算方法です。

配当還元価額＝

$$\frac{\text{1株（50円）当たりの年配当金額（注）}}{10\%} \times \frac{\text{1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

（注）1株（50円）当たりの年配当金額

- ① 直前期末以前2年間の配当金額の平均額 ÷（資本金等の額 ÷ 50円）
- ② 2円50銭
- ③ ①と②の大きい方（評通188-2）

特例評価方式（配当還元方式）で計算した金額より原則的評価方式で計算した金額の方が低い場合、原則的評価方式を採用します。
なお、一般的には特例評価方式（配当還元方式）の方が低くなります。



「開業前又は休業中の会社」、「清算中の会社」は特例評価方式（配当還元方式）を使うことができません。



4

原則的評価方式の概要①

ポイント

- ◆原則的評価方式は、議決権を通じて経営に影響を及ぼすことができる主要な株主（例：オーナー一族）に適用される評価方式です。
- ◆類似業種比準方式と純資産方式を組合せて計算します。

類似業種比準方式（評通180）とは（詳しくは16ページ）

同業種の上場株式等の取引価格に準じた価格が「取引相場のない株式」にも付されるとの考えに基づき株価を計算する方法です。

上場会社の株価を基準に、評価する会社と同業種の上場会社の配当金額・利益金額・純資産価額の3要素を比較して計算します。



類似業種比準方式は、会社の「稼ぐ力」や「配当する力」を同業種の上場会社と比較して株価の計算をするイメージです。上場会社に匹敵するような大規模な会社の株価計算に適した方式です。

純資産方式（評通185）とは（詳しくは20ページ）

会社が所有する財産の金額に応じて株価を計算する方法です。

会社の財産は、株主が間接的に所有するものとの考えに基づき、仮に会社が解散した場合に株主が分配を受けることができる財産の額はいくらになるのかに着目して計算する方法です。

純資産方式は、会社の全財産を時価評価して株価の計算をするイメージです。個人事業者に近い小規模な会社の株価計算に適した方式です。



令和3年度の税制改正で創設された株式対価M&A促進のための課税の特例

自社株式を対価として、対象会社株主から対象会社株式を取得するM&Aについて、対象会社株主の譲渡損益に対する課税を繰り延べる措置が創設されました。

(注) 自社株式にあわせて金銭等を交付するいわゆる混合対価については、金銭等が20%以下であるものに限ります。

